



## 登録した内容の変更

氏名、本籍、住所（住居表示の変更を含む）、勤務先（商号の変更、免許番号の変更を含む）に変更があったときは、遅滞なく次の書類を添付して登録をしている都道府県知事に変更登録申請書を提出しなければなりません。

なお、氏名及び住所の変更の場合で取引主任者の交付を受けている方については、書換え交付申請書もあわせて提出してください。

変更申請事項		添付書類	
氏名・本籍		変更事項の記載のある「戸籍抄本」 〔 外国籍の方は、変更事項の記載のある 「登録原票記載事項証明書」 〕	
住所 (住居表示)		転居前住所の記載ある「住民票抄本」 (住基ネットの利用により原則として不要) 〔 外国籍の方は、変更事項の記載のある 「登録原票記載事項証明書」 〕	
勤務先	従業員の場合	入社	雇用が証明できる書面（従業者証明書の写し、雇用保険証の写しなど）
		退社	—————
	法人の役員の場合	就任	就任が証明できる書面（従業者証明書の写し、商業登記簿謄抄本の写し、業者名簿変更届の写しなど）
		退任	—————
	個人営業の代表者の場合	開業	開業が証明できる書面（従業者証明書の写し、免許申請者の写し、免許証の写しなど）
		廃業	—————
出向による会社変更		出向辞令の写し又は証明書、従業者証明書の写し、復帰の場合は復帰（又は解除）証明書	
勤務先の商号又は名称		従業者証明書の写し、免許証書換え交付申請書（届出済）の写し、変更事項の記載のある「商業登記簿謄抄本」の写しなど	
免許換えによる番号	免許を取得したのち	従業者証明書の写し又は免許証の写し	
<p>「勤務先」とは、宅建業法に基づいて免許を受けている会社等又はこれから免許を受けようとする会社等を指します。</p>			